

平成 29 年度第 1 回青森市指定管理者選定評価委員会（会議概要）

1 開催日時 平成 29 年 5 月 12 日（金） 10：15 ～ 12：00

2 開催場所 青森市役所本庁舎 2 階庁議室

3 対象施設 ユーサ浅虫

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 横内 修 (市民政策部理事次長事務取扱)
委員 岸田 耕司 (財務部次長)
委員 長井 道隆 (都市整備部次長)
委員 池田 享誉 (青森公立大学准教授)
委員 佐々木 信一 (東北税理士会青森支部)

(2) 施設所管課 経済部 観光課 参事 百田 満
主幹 玉熊 康孝
主事 高坂 健

(3) 制度所管課 市民政策部 政策推進課 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主事 畑井 裕樹

5 欠席者

選定評価委員 副委員長 加藤 文男 (総務部理事次長事務取扱)
委員 工藤 裕司 (教育委員会事務局理事次長事務取扱)

6 案件 平成 30 年度指定管理者制度導入の適否について

7 審査結果

以下の 4 つの論点について審議が行われ、利用料金制の導入について再審査となった。

- (1) 指定管理者導入の適否：適
- (2) 指定期間：5 年
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：公募

8 主な質疑内容

委 員：浴場施設の修繕の主体はどこか。

所管課：責任分担表に基づき、10万円未満の修繕は指定管理者負担、10万円以上の修繕は市の負担で行っている。

委 員：利用料金制を導入しない理由に経営面のリスクを挙げているが、具体的に何か。

所管課：浴場使用料が使用料の大半を占めているが、施設の老朽化が進み、一つの故障で数日から数か月の間営業が停止しなければならない状況が過去に生じており、その再発を懸念している。

委 員：これだけのコスト（指定管理料）がかかる施設で、収入（使用料）に伸びる余地、つまりインセンティブがあるのかないのかをしっかりと検証する必要があるのではないか。

所管課：利用料金制を導入しない理由としては、インセンティブの有無よりは、使用料の大半を占めている浴場使用料が施設の故障により減少する可能性が高い施設であることを重く見たからである。

委 員：自主事業の売上と利益はどの程度か。

所管課：近年の売上は平均で約2億6,000万円、利益は平成25年度約700万円、平成26年度約300万円、平成27年度約600万円であった。

委 員：自主事業の利益はどのような扱いになっているか。

所管課：物販、市場ともにその利益は指定管理者のものとなっており、市には業務用施設使用料が納付されている。

委 員：仕入れ、人件費、業務用施設使用料、市場のリース費用など全てが自主事業の売上で賄われているということでしょうか。

所管課：そうである。

委員：人件費については物販や市場に関わる人件費ということでよいか。

所管課：そうである。指定管理料では、道の駅機能の管理運営に必要な人件費のみ積算している。

委員：レストランについてはどうか。

所管課：指定管理者が一部再委託している事業である。指定管理者は再委託先から売り上げの一部を得ているが、指定管理者が市に納付する業務用施設使用料と比較すると赤字である。

委員：市民は、市場や物販の利益の一部が「道の駅のために使われているのだからなあ」と考えそうなものだが、自主事業の利益の取り扱いに問題はないか。

所管課：物販スペースについては業務用施設使用料をいただいている。また、市場・物販の売上から、10万円未満の修繕費用を負担してもらっていることは市の歳入と言える。

委員：市場・物販の売上は、すでに集客事業にも活用されているのではなかったか。

所管課：自主事業収入の経費には、イベント費や広告宣伝費も含まれている。

委員：本日この後審査が行われる花岡プラザ（浴場施設あり。平成30年度から指定管理者制度新規導入予定）は一部利用料金制を導入するという提案がなされるものと聞いている。また、ユーサ浅虫については包括外部監査でも利用料金制度の導入をすべきとの指摘がなされている。ユーサ浅虫において利用料金制が導入できないということであれば、その理由を明確にしなければならないと考えている。浴場の狭さから繁忙期に入場規制をかけている日数と、繁忙期以外の利用状況に使用料の伸びしろがあるかどうかを数字で示してほしい。

所管課：連休・夏休みなどのほか、休日でも朝夕など混み合った場合に入場規制をかけており、平成27年度で38日間、平成28年度で37日間入場規制をかけた記録がある。非繁忙期の平均利用者数だが、平成27、28年度ともに約230名である。入場規制をかけた日は、一日あたり400名以上の利用があった日であるため、使用料を伸ばせる可能性があるとも考えられる。しかし、民間のノウハウなどをもってしても、お客様が混みあう時間帯まで操作するのは難しいであろうか

ら、入場規制をかけずに全体の利用者数を伸ばすのは限度があるものとする。

委員：与えられた指定管理料の他に新たな需要が見込めない中では、新たな応募者が出ないのではないか。施設の一体利用を行う中で自主事業（市場・物販）が行われていること、そして、利益が上がっていることは募集の段階で明らかにする必要があるだろう。自主事業を完全に切り離してしまえば、そもそも利用料金制が成り立たないのでは、という懸念がある。

委員：利用料金制を導入する・しないの理由については、日を改めて明確にしたい。使用料と自主事業収入の活用にあたり包括外部監査などでも指摘を受けていることから、客観的に利用料金制では駄目な理由について改めてまとめてほしいと思う。